

国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)における Identity Management及び Trust Servicesに関する検討

小出篤(学習院大学法学部教授・
UNCITRAL第四部会日本国政府代表)

* 本報告は報告者の個人の見解であり、UNCITRALや政府代表としての見解を述べるものではありません。

国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)

- UNCITRAL (United Nations Commission on International Trade Law)
 - ・国際連合国際商取引法委員会: 1966年国連総会決議にて創設
 - ・国際商取引法の調和を図るため、条約・モデル法・立法ガイドラインなどを策定する
 - ex. ウィーン売買条約 (1980年採択、2008年日本加入)
 - ・事務局は国際連合法務部国際商取引法課が務める (ウィーンに所在)
 - * このほか韓国・仁川にアジア太平洋地域センターが所在
 - ・国連総会における選挙 (地域ごとにメンバー数を割当て) で選出されたメンバー60カ国 (任期6年、3年ごとに半数改選) と、オブザーバー (メンバー以外の国家・国際機関・専門家団体・NGOなど) によって構成 → 日本はUNCITRAL創設以来のメンバー (所管は外務省国際法局・法務省民事局)

UNCITRALによる作業の概要

- UNCITRAL総会と6つの部会(WG)
- UNCITRAL総会で各部会に付託されたマンデートに基づき各部会で検討が行われ、成果文書(条約、モデル法、立法ガイドラインなど)の草案が作成される→UNCITRAL総会で審議・決定された後、国連総会(第6委員会)で採択され公式化される
- UNCITRAL総会→年1回(6~7月頃)、NYとウィーンで交互開催
- WG→原則年2回(春と秋)、NYとウィーンで交互開催。その他、非公式協議などが随時行われる。
 - * 現在の部会構成
 - WG I(中小企業)、WG II(紛争解決)、WG III(投資家・国家間の紛争解決)、WG IV(電子商取引)、WG V(倒産法)、WG VI(船舶競売)

UNCITRAL 第四部会 (WG IV) について

▶ 「電子商取引」に関する部会

* 過去の成果物 (日本はいずれも採用していない)

1996 Model Law on Electronic Commerce (電子商取引モデル法)

76カ国 (英・米国各州・仏・豪・中・韓・シンガポールなどのほか、途上国も)

2001 Model Law on Electronic Signatures (電子署名モデル法)

35カ国 (中・印・タイ・ベトナムなど、アジア・中南米・アフリカの主に途上国)

2005 United Nations Convention on the Use of Electronic Communications in International Contracts (国際契約における電子通信の使用に関する国連条約)

発効済15カ国 (シンガポールのほか主に途上国)、署名のみ12カ国 (中・韓など)

2007 Promoting confidence in electronic commerce: legal issues on international use of electronic authentication and signature methods (電子商取引における信頼性の向上: 電子認証および電子署名の手段の国際的利用における法的問題)

2017 Model Law on Electronic Transferable Records (電子的移転可能記録モデル法)

3カ国 (バーレーン、アラブ首長国連邦の一部地域、シンガポール)

2019 Notes on the main issues of cloud computing contracts (クラウドコンピューティング契約の主要論点についてのノート)

* TPP (環太平洋パートナーシップ) における1996年モデル法・2005年条約への言及

UNCITRAL 第四部会における現在の作業

- Identity Management (IdM) and Trust Services → 2011年頃から作業候補には入っていた
- 2016年4月に、Identity Management and Trust Servicesについてコロキアムを開催
- 2017年よりCloud Computing(カナダ提案)と、IdM and Trust Services(EU諸国共同提案)について、平行して議論を開始 → Cloud Computingについては2018年春に作業終了、現在はIdM and Trust Servicesのみを作業対象に
- 論点整理・概念整理を行った後、条文の形での作業文書案が示され、それについて検討中
 - * 2021年4月6～9日に第61会期が開催中(オンライン)
- 成果物の形式は未定だが、モデル法が有力か？

IdM and Trust ServicesをUNCITRALで議論する意義

- UNCITRALの目的→国際商取引の場面における障害となっている法的な不調和を調和させ、国際商取引を発展させること
- IdM and Trust Servicesについては、①それらに法的効果を与える法制度の欠如、②システム間の相互運用性の問題、③紙ベースのものを求める法制度の存在、④国ごとに異なる法制度の存在とクロスボーダー相互の法的承認メカニズムの欠如、が国際商取引の障害となっている
- IdM and Trust Services利用への信頼を高めるための法的裏付けも必要→サービス提供者など当事者の義務や責任などを明確化する

IdM and Trust Servicesと国連SDGs

- SDGs (Sustainable Development Goals) ターゲット
16.9 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 以下のターゲットなどとも関連
1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。
16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。

UNCITRALにおける電子商取引法の原則

- 1996年電子商取引モデル法制定時に検討され、以後の作業を貫く原則となっている
 - ① non-discrimination→電子的なものであるというだけの理由で法的な効果、有効性、エンフォース可能性が否定されてはならない
 - ② functional equivalence→非電子(紙)の世界で果たされている(あるいは求められている)機能と同等の機能を電子の世界でどのようにすれば果たせるかという観点
 - ③ technological neutrality→さまざまな技術の可能性を排除しないために、特定の技術や手法を前提とした制度設計を避ける
 - ④ party autonomy→電子的手段の利用においては当事者の契約の自由が優先する

Draft Provisions on the Use and Cross-border Recognition of Identity Management (IdM) and Trust Services (現在の草案)

- 第1章 総則

- 1条 定義

- 2条 適用範囲

- * 商取引および取引に係るサービスにおけるIdM and trust servicesの利用

- * 認証やトラストサービスを用いるべき場面については取り扱わない(各国・取引ごとに異なる問題)

- * プライバシーやデータ保護の問題も取り扱わない

- 3条 IdM and trust servicesの任意利用

- 4条 解釈

Draft Provisions on the Use and Cross-border Recognition of Identity Management (IdM) and Trust Services (現在の草案)

- 第2章 Identity Management

- 5条 IdMの法的承認

- * non-discriminationの原則

- 6条 IdMサービス提供者の義務

- * 適切な業務規程、手続、実務、デザインを準備し、それに従うこと

- * システムのオンラインでの利用可能性と正確な動作の確保

- * 業務規程等へのアクセスの確保

- * 利用者からの通知(8条参照)手段の確保

- 7条 データ侵害(data breach)の場合のIdMサービス提供者の義務

- * データ侵害の阻止、回復、法に従った通知

Draft Provisions on the Use and Cross-border Recognition of Identity Management (IdM) and Trust Services (現在の草案)

- 第2章 IdM (続き)

- 8条 利用者の義務

- * 認証の漏洩を発見した場合にはサービス提供者に通知

- 9条 IdMを利用する人のidentification

- * 法がidentificationを要求または認めているとき、IdMについては「信頼できる手段」が用いられていれば法の要件を満たすものとする

- * 11条で指定された手段は「信頼できる手段」とであると推定する

- * 「信頼できる手段」の判断基準は10条

Draft Provisions on the Use and Cross-border Recognition of Identity Management (IdM) and Trust Services (現在の草案)

- 第2章 IdM(続き)

- 10条 IdMサービスの「信頼性」の要件

- * 以下を含む全ての関連する状況に照らして判断される

- a. 6条の義務を果たしているか

- b. 当該サービスの業務規程等の以下に関する部分が関係する国際基準・手続に即しているか

- ガバナンス、発行された通知およびユーザーインフォメーション、情報セキュリティマネジメント、記録管理、設備とスタッフ、技術的コントロール、監視・監査

- c. 監督や認可の存在

- d. 当該アイデンティティの利用目的

- e. 当事者間の契約(当該アイデンティティの利用制限を含む)

- * "level of assurance"の考え方

Draft Provisions on the Use and Cross-border Recognition of Identity Management (IdM) and Trust Services (現在の草案)

• 第2章 IdM(続き)

11条 信頼できるIdMシステムの指定

- * 事前に当局などで信頼できるIdMシステムを指定することを認める
- * 10条の基準に従って指定する必要がある
- * 信頼できるIdMシステム一覧を公表する必要がある
- * 国際的基準(level of assuranceを含む)に適合している必要

12条 IdMサービス提供者の(民事)責任

- * 契約法に委ねるか、特別の法定責任を課すか

Draft Provisions on the Use and Cross-border Recognition of Identity Management (IdM) and Trust Services (現在の草案)

- 第3章 Trust Services

- 13条 トラストサービスの法的承認

- * non-discriminationの原則

- 14条 トラストサービス提供者の義務

- * ポリシーと実務に関して表明したものに従うこと
 - * 当該ポリシーと実務への利用者・第三者からのアクセス確保
 - * 利用者からの通知(15条参照)手段の確保
 - * データ侵害の阻止、回復、法に従った通知

- 15条 利用者の義務

- * 漏洩を発見した場合にはサービス提供者に通知

Draft Provisions on the Use and Cross-border Recognition of Identity Management (IdM) and Trust Services (現在の草案)

- 第3章 Trust Services (続き)

16条 電子署名

17条 電子シール

18条 電子タイムスタンプ

19条 電子アーカイビング

20条 電子登録デリバリー

21条 ウェブサイト認証

*いずれも、「信頼できる手法」が用いられていれば電子的なものであってもそれぞれの機能について法的要件を満たすものとされる

Draft Provisions on the Use and Cross-border Recognition of Identity Management (IdM) and Trust Services (現在の草案)

- 第3章 Trust Services (続き)

- 22条 トラストサービスの信頼性判断の要件

- * 以下を含む全ての関連する状況に照らして判断される
業務規程・ポリシー・実務(サービス終了時の計画を含む)、
国際基準・手続、業界標準、ハードウェア・ソフトウェアのセ
キュリティ、財務的・人的資源、独立主体による監査の定期
性と範囲、監督主体や認可主体などによる信頼性に関する
言明、当該トラストサービスの機能、当事者間の契約

- 23条 信頼できるトラストサービスの指定

- * 事前の指定

- 24条 トラストサービス提供者の(民事)責任

Draft Provisions on the Use and Cross-border Recognition of Identity Management (IdM) and Trust Services (現在の草案)

• 第4章 国際的側面

25条 IdMとTrust Servicesのクロスボーダーの承認

- * 法域の外で提供されているIdMとtrust servicesも、同等のレベルの信頼性があれば、当該法域内のものと同等の法的効力を持つ
- * 「同等のレベルの信頼性」の判断は、国際基準に従うべき
- * 「同等のレベルの信頼性」の事前判断を認めるか？

26条 協力

- * 国家間協力→外国のIdM・trust servicesの承認、指定、level of assuranceや信頼性の基準の定義などについて

参考資料

- UNCITRAL 第四部会の作業文書
https://uncitral.un.org/en/working_groups/4/electronic_commerce
* 現在の条文案はA/CN.9/WGIV/WP167
- UNCITRAL 第四部会のこれまでの成果物
<https://uncitral.un.org/en/texts/ecommerce>